

2025年度（第1回）資金借入れの実施について
（案）

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項の規定により、同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に必要な資金の借入れを行うこととしたい。
あわせて、経済産業大臣に資金の借入れに係る認可申請を行うこととしたい。

1. 借入金の額
470,000,000,000円
2. 借入日
2025年9月4日（木）
3. 借入金の償還の方法及び期限
2026年9月4日（金）を期限に一括償還
4. 借入先及び借入利率
金利競争入札により決定する
5. 利息の支払方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を後払い
ただし、年365日の日割計算とする
6. スケジュール（案）

2025年7月2日（水）	認可申請
2025年7月7日（月）	電力・ガス取引監視等委員会への意見照会 ～ 財務大臣協議 ～
2025年7月18日（金）	借入認可 認可翌営業日
2025年7月29日（火）	借入入札公告 バンクミーティング
2025年8月20日（水）	入札、落札者決定
2025年8月27日（水）	理事会（契約締結）
2025年9月4日（木）	借入金入金
2025年9月10日（水）	交付金交付
7. 認可申請書
別紙1のとおり。
8. その他
入札後は、別紙2及び別紙3に借入先、金利等を記載し、別紙2は財務大臣に、別紙3は経済産業大臣に速やかに提出する。

以上

別紙 1 : 資金の借入れについて (認可申請)

別紙 2 : 借入金の元利払の政府保証について

別紙 3 : 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 28 条の 5 第 1 項の規定に基づく資金
の借入れに係る変更届

別紙 4 : 入札公告

(案)

広域総第2025-〇〇号
2025年7月2日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

資金の借入れについて (認可申請)

電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第28条の5第1項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

記

- 1 借入れを必要とする理由
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額
金 470,000,000,000円
- 3 借入先
金利競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率
金利競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限
2026年9月4日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日
2025年9月4日
- 8 その他
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考
上記3及び4については、金利競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以 上

(案)

借入金の元利払の政府保証について

広域総第2025-〇〇号
2025年8月20日

財務大臣
加藤 勝 信 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関は、2025年9月4日に別添1のとおり金融機関から資金の借入れを行いたいので、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の56及び令和7年度一般会計予算予算総則第13条の規定に基づき、その元利金の支払について保証してくださいよう、お願いいたします。

なお、借入れの際に差し入れる金銭消費貸借契約証書に下記のとおり政府保証の文言を明記いたしたいので、併せてご承認くださいますよう、お願いいたします。

また、政府保証の対象となっている資金の使用状況、当該資金の元金の償還及び利息の支払状況等に関する事項について、財務大臣の求めに応じ報告を行い、又は財務大臣が必要とする調査を受けることに異存ありません。

記

日本国政府は、この契約に基づき乙が負担する債務の元金及び利息の支払につき、これを保証する。

2025年9月4日

財務大臣 加藤 勝 信

以 上

(別添1)

1. 借入れを必要とする理由 電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため。
2. 借入先 ○○銀行 ほか○先
(個別借入先は、別紙のとおり)
3. 借入金の額 金4,700億円
(借入先ごとの金額は、別紙のとおり)
4. 借入予定日 2025年9月4日
5. 借入金の金利及び利払期日等
 - (1) 金利 平均 年0.000%
(借入先ごとの金利は、別紙のとおり)
 - (2) 利息支払時期 償還時
 - (3) 利息支払方法 借入日の翌日から期限までの分を後払い
ただし、年365日の日割計算
6. 借入金の償還期限及び償還方法 2026年9月4日を期限に一括償還

以上

(別紙)

落札金融機関の内訳

金融機関名	借入金額	借入金利
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
計	〇 億円	0.〇%

(案)

広域総第2024-〇〇号
2025年8月20日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の55第1項の
規定に基づく資金の借入れに係る変更届2025年7月2日付広域総第2025-〇〇号により認可申請した標記の借入れについて、下
記のとおり確定しましたので届け出します。

記

変更（確定）事項

金融機関名	借入金額	借入金利
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
計	〇 億円	0.〇%

(案)

2025年度（第1回）資金借入の入札について

2025年7月22日
電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関は、次のとおり入札を実施いたします。

	項 目	内 容
1	借入予定額	4,700億円（政府保証付）
2	政府保証	財務省の承認を条件として政府保証付借入となる
3	資金使途	電気事業法第28条の40第1項第8号の2に規定する業務に充当する資金
4	借入日	2025年9月4日（木）
5	契約方式	金銭消費貸借契約
6	借入方法	シンジケートローン
7	アレンジャー	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行
8	入札日時及び手続き	入札日：2025年8月20日（水） 午前9時00分～午前10時30分 ※入札手続きの詳細については、事務を担当する株式会社みずほ銀行よりご案内いたします。なお、受け付けた書面の差し替え、内容変更等は一切受け付けません。必要事項の記載のないもの、記載内容に不備のあるものは無効と致します。
9	入札方法	金利競争入札（絶対金利）
10	応募額一口の金額	10億円単位でその整数倍（ただし、5口までとする）
11	落札決定の方法	コンベンショナル方式 各応募のうち金利の低いものからその応募額を借入予定額に達するまで順次割り当て（同一の金利で借入予定額を超える応募があった場合は、各応募額を案分して割り当てる）
12	借入利率	各応募者の募入となったそれぞれの借入利率による。複数口での落札の際は、各応募者の募入となったそれぞれの借入利率での加重平均とし、単位未満切り捨て（0.001%単位）
13	償還期限及び方法	2026年9月4日（金）に一括償還
14	利払期日及び方法	償還期限に、借入日から償還期限までの分を後払い（前落とし片端）
15	利息計算方法	1年を365日として日割計算
16	入札参加資格	次のいずれかに該当する金融機関であること ○ 財務省が公表している直近の「国債に係る入札参加者一覧」に登録されている金融機関 ○ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）により設立された信用金庫

		<p>○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）により設立された株式会社</p> <p>以下の金融機関は参加取り消しとなる場合がある</p> <p>○ 借入入札参加者申込書に虚偽の事実を記載した者</p> <p>○ 経営の状況又は信用度が悪化している者</p> <p>○ 監督当局から業務停止処分等の行政処分を受けている者</p> <p>○ その他これらと同等の特段の事情を有すると認められる者</p>
17	参加希望	<p>入札資格を有する金融機関が参加を希望する場合には、2025年8月18日（月）正午までに、別紙の様式により、e-mailにて当機関にご連絡下さい(e-mail送信後、必ず送信した旨電話連絡をお願いします（※））。</p> <p>※e-mail送信が不可の金融機関においては、FAXでの回答も可（なお、送信後の電話連絡はe-mail送信と同様）。</p> <p>その後、入札及び契約内容の詳細について、事務を担当する株式会社みずほ銀行よりご案内致します。</p>

【お問合せ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室

担当：野沢、合田

電話：03-6632-0911

e-mail：kaikei-o@occto.or.jp

FAX：03-3520-8712

(別紙)

電力広域的運営推進機関
総務部会計室 宛

借入入札参加者申込書

電力広域的運営推進機関が実施する借入入札における借入入札参加者となることを希望します。

なお、借入入札参加者として選定された場合には、借入入札に積極的に参加するとともに正確かつ迅速な事務処理を行います。

年 月 日

(名称)

(融資担当責任者名)

(連絡窓口 (担当部署、担当者名、所在地、電話・FAX 番号、E-mail アドレス))